

高年齢求職者給付金

(高年齢継続被保険者の求職者給付)

1 高年齢継続被保険者(法第 37 条の2第1項)

被保険者であって、同一の事業主の適用事業に 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されているもの（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下「高年齢継続被保険者」という。）が失業した場合には、高年齢求職者給付金を支給する。

「65 歳に達した日」とは、65 歳の誕生日の前日をいう。

- * 高年齢継続被保険者に係る求職者給付は、高年齢求職者給付金のみであり、高年齢継続被保険者が失業した場合、基本手当、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当はいずれも支給されない。

2 高年齢求職者給付金(法第 37 条の2～第 37 条の5)

1. 高年齢受給資格(法第 37 条の3第1項)

高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢継続被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を1年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間））に、被保険者期間が通算して6箇月以上であったときに、支給する。

高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格を高年齢受給資格といい、この資格を有する者を高年齢受給資格者というが、本条はこの高年齢受給資格の要件について規定したものである。

2. 失業の認定(法第 37 条の4第4項、則第 65 条の5)

高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。